

独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画

平成 24 年 12 月 14 日

行政改革担当大臣

独立行政法人の職員宿舎については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」（以下「事務・事業見直しの基本方針」という。）等に基づき、不要となっている宿舎の廃止等の見直しを実施してきた。

さらに、「国家公務員宿舎の削減計画（平成 23 年 12 月 1 日公表）」により国家公務員宿舎について更なる削減努力を行うこととされたこと等も踏まえ、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画（平成 24 年 4 月 3 日行政改革実行本部決定）」（以下「独法宿舎見直し計画」という。）により、独立行政法人の職員宿舎について更なる見直しを行うこととした（参考 1）。

今般、独法宿舎見直し計画に基づき、以下のとおり実施計画を取りまとめた。本実施計画に従って、独立行政法人の職員宿舎の見直しに向けた措置を強力に推進することを各法人に対して要請する。

1. 職員宿舎戸数の見直しについて

（1）職務上宿舎への入居が認められる職員の類型

独法宿舎見直し計画において、職員宿舎に入居が認められる職員については、以下の 5 類型とされたところであるが、宿舎の保有・借上げを行っているが、平成 26 年度に行政法人制度へ移行する予定の 51 法人（参考 2）において、真に業務のために必要な宿舎戸数を精査したところ、各類型ごとの内訳は以下のとおりとなった。

- ① 離島、山間へき地に勤務する職員 約 0.1 千戸
- ② 頻度高く転居を伴う転勤等をしなくてはならない職員 約 6.1 千戸
- ③ 居住場所が勤務場所の近接地に制限されている職員 約 1.7 千戸
- ④ 災害、テロ、経済危機、武力攻撃等を含め、政府と連携して迅速な対応が求められ、緊急参集する必要がある職員 約 5.5 千戸
- ⑤ 交代制勤務等により深夜・早朝における勤務を強いられる職員など、職務遂行上やむを得ず当該宿舎に入居させる必要があると認められるもの

約 0.3 千戸

(2) 宿舎の必要戸数と廃止数

宿舎の保有・借上げを行っているが、平成26年度に行政法人制度へ移行する予定の51法人について、平成21年度末時点における職員宿舎の総戸数は約20.3千戸(※)であった。

今般、上記(1)において得られる必要な宿舎戸数を実現するため、独法宿舎見直し計画に定める廃止方針等に従い、宿舎の耐震性、効率性等を勘案して見直しを行った結果、必要となる宿舎戸数は約13.7千戸となった。これにより、約6.6千戸の宿舎が廃止されることとなる(具体的な廃止宿舎名等の一覧は別紙のとおり)。

この廃止による国庫納付対象の資産の規模は、現時点で判明しているもので、概算で合計すれば、約250億円程度と見込まれる。

(3) 今後の方針及び進め方

- 今後、本実施計画に基づく宿舎の廃止等の措置は、国家公務員宿舎が今後5年を目途に削減を行っていくこととされていることを踏まえ、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ、今後5年を目途に講じる。
- 今後も引き続き、役員等幹部用の宿舎の建設は行わないこととし、既存の幹部用宿舎についても、老朽化したものから順次廃止する。
- 東日本大震災等の被災者の方に提供されている宿舎については、被災者の方に提供されている国家公務員宿舎の状況等を踏まえて、引き続き適切に対応する。
- 本実施計画に基づき、各府省・各法人において、廃止宿舎に係る資産の国庫納付の可否について検討を行い、国庫納付の対象となる場合、以下の3.に記述するフォローアップにおいて国庫納付見込資産及び国庫納付実績の状況について報告する。

(※) 宿舎の保有・借上げを行っているが、平成26年度に行政法人制度へ移行しない予定の8法人を含めれば、必要となる宿舎戸数は約26.6千戸となる。平成21年度末時点における総戸数は約34.7千戸であることから、約8.1千戸の宿舎が廃止されることとなる。

2. 宿舎使用料の見直しについて

宿舎使用料については、独法宿舎見直し計画を踏まえ、宿舎の建設、維持管理等に係

る費用に概ね見合う収入を得られる水準まで引上げを行うこととする。

現時点における試算では、宿舎の保有・借上げを行う全ての法人の宿舎に係る費用は年間約 93 億円程度、収入は年間約 50 億円程度であることから、宿舎に係る費用に見合う収入を得るためには、全体として、現行の宿舎使用料を 1.9 倍程度増加させる必要がある。

個別宿舎の使用料の引上げ幅については、上記の考え方を踏まえ、各法人ごとに決定する。

なお、宿舎使用料の引上げ時期については、国家公務員宿舎使用料の引上げが、国家公務員給与の減額支給措置終了後の平成 26 年 4 月から開始するとされていることを踏まえ、独立行政法人においても同様の時期から開始する。また、国家公務員宿舎使用料の今回の引上げにおいては、激変緩和措置として 2 年ごとに 3 段階で引上げを実施することとなっていることから、独立行政法人の宿舎使用料の引上げ方法についても、それを参考としつつ、各法人ごとに決定する。

なお、個別宿舎の使用料の見直しに当たっては、各法人において関係者の理解が得られるよう努めることとする。

3. 本実施計画のフォローアップ

本実施計画に基づく取組が着実に実施されるよう、各法人は、毎年度、宿舎の見直し状況について主務大臣に報告する。行政改革担当大臣は、主務大臣から主に以下の内容についての報告を受け、全法人の実施状況を取りまとめて、公表する。

①宿舎戸数の見直しの進捗状況

- ・ 計画に記載された宿舎の廃止状況
- ・ 法人の業務内容の変更や人員配置の変化等により、必要となる宿舎戸数に増減が生じた場合の宿舎戸数とその内訳
- ・ 国庫納付見込資産及び国庫納付実績の状況

②宿舎使用料の見直しの進捗状況

- ・ 宿舎使用料の設定状況
- ・ 宿舎に係る収支の状況